

## 淀川を水源とする浄水場（淀川系浄水場）の最適配置について

### 1 経緯

淀川系浄水場の最適配置については、大阪府・大阪市において検討がなされ、平成 30 年 6 月の副首都推進本部会議で報告。同年 8 月に大阪府及び府内の全水道事業体が参画する「府域一水道に向けた水道のあり方協議会」（以下「あり方協議会」）が設置され、最適配置についても検討し、令和 2 年 3 月に「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書」が取りまとめられた。

令和元年 10 月の改正水道法の施行により水道基盤強化計画の策定が規定されたことから、令和 2 年度から同計画策定に向けた議論をあり方協議会で行い、令和 5 年 6 月に府内全市町村及び企業団の同意を得て、大阪府が「大阪府水道基盤強化計画」（計画期間：令和 5 年度～令和 19 年度）を策定した。

本計画については、毎年度あり方協議会で進捗管理が行われ公表されている。なお、本計画期間の中間年次である令和 12 年度を目途に本計画の進捗検証と府域水道の状況を精査して、必要に応じ見直しを検討することとされている。

### 2 淀川系浄水場の位置図



### 3 淀川系浄水場の最適配置に向けた考え方

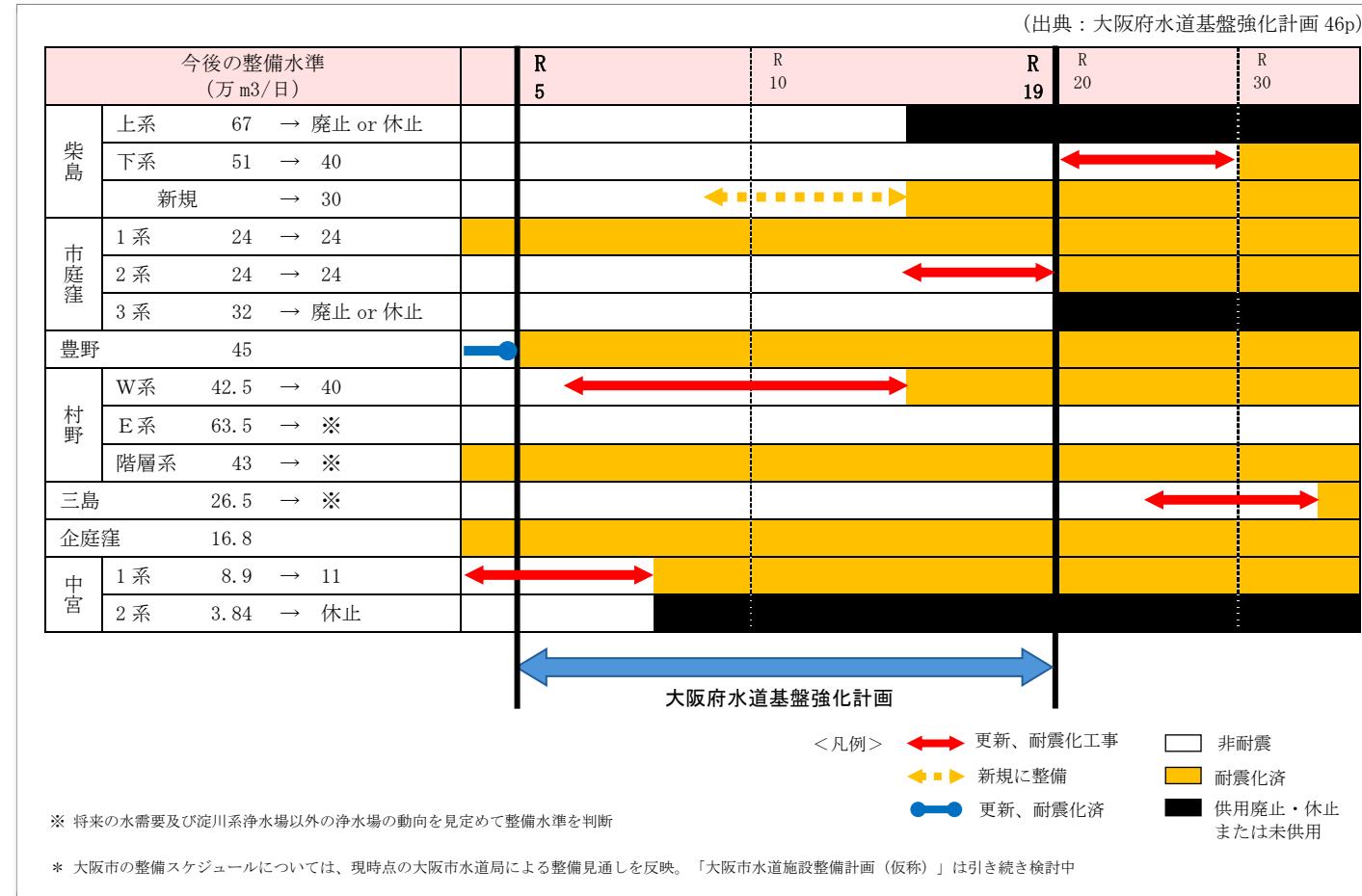
「大阪府水道基盤強化計画」に示された以下の考え方に基づき、更新時期に合わせて施設のダウンサイジングを行いながら耐震化を推進し、最適配置を進める。

（出典: 大阪府水道基盤強化計画 45p）

- 将来の水需要や淀川系浄水場以外の浄水場の動向によってバックアップに必要となる施設整備水準は変動することから、段階的に施設整備を進めていくことが重要。
- 本計画期間における当面の施設整備に当たっては、府域全体で浄水場 1 系統相当分のバックアップ能力の確保を目標。

### 4 淀川系浄水場の最適配置に向けた具体的取組

- ・ 浄水場の更新費用の削減とバックアップ体制の構築が実現可能な施設整備を検討し、令和 5 年度時点で日量約 448 万 m<sup>3</sup>の施設を計画期間末の令和 19 年度に約 375 万 m<sup>3</sup>に縮小する計画となっている。



	予定期	内 容
企業団	令和 6～14 年度	村野浄水場西系浄水施設（W 系）の更新工事の実施
大阪市	令和 9～14 年度 令和 14～19 年度	柴島浄水場再構築整備事業の実施 庭窪浄水場 2 系の耐震化工事の実施
大阪市 守口市	令和 6 年度～	大阪市と守口市の庭窪浄水場の共同化
大阪市・守口市 企業団	令和 5 年度～	大阪市・守口市庭窪浄水場と企業団庭窪浄水場との将来的な一体的な運用を見据えた連携（非常時の原水応援に係る検討）
枚方市	令和 4～9 年度	中宮浄水場（第 1 浄水場）の更新工事の実施

### 5 企業団の今後の取組

- ・ 当企業団としては、将来の水需要や市町村自己水の動向を見定めながら、将来更新・耐震化を予定している三島浄水場等について必要な整備水準を検討する。
- ・ 府域一水道に向けた水道のあり方協議会等の場を通じ、大阪府及び関係水道事業体と連携しながら、淀川系浄水場の最適配置に取り組む。